

『2018年問題』 知って・決めて・安心して働く 改正労働契約法・派遣法のポイント

2018年(平成30年)は、パートやアルバイト、契約社員など
有期雇用の労働者にとっての転換期です。

① 2013年に施行された改正労働契約法による※無期転換ルール
※ 有期労働契約の労働者が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない「無期労働契約」に転換できるルール。

② 改正労働者派遣法により同じ派遣労働者が同じ職場(課)で3年を超えて働くことができなくなる。

2つの改正法のポイントを知って、改めて自分らしい働き方を選択することを考えてみませんか。

日時:平成30年2月28日(水) 13:30~15:30

会場:ソレイユさがみ セミナールーム3

(相模原市緑区橋本6-2-1シティ・プラザはしもと内 イオン橋本店6階)

定員:10名程度(予約制・申込順)・女性

講師:かながわ労働センター県央支所職員

保育:4名(1歳以上未就学児。予約制・申込順)

費用:無料

主催:総合就職支援センター・ソレイユさがみ

お問合せ・お申込み先:ソレイユさがみ

☎ 042-775-1775

FAX 042-775-1776

